

島根県報

号外第二二二号

平成十五年三月二十七日

(木曜日)

選管告示

目 次

島根県知事選挙の実施	一
島根県知事選挙における選挙長及びその職務代理者	一
島根県知事選挙における選挙長の勤務場所	一
島根県知事選挙における投票用紙等の様式	一
島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順序のくじを行う日時及び場所	六
島根県知事選挙における選挙事務所の標札等の配色	六
島根県知事選挙における政見放送の順序のくじを行う日時及び場所	六
島根県知事選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	六
島根県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	六
島根県知事選挙における政治活動用自動車の表示板の配色	六
島根県知事選挙における政治活動用ポスターの証紙の地模様及び色	六
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数	七

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第二十号

任期満了による島根県知事選挙を次のとおり行う。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美
投票を行うべき日 平成十五年四月十三日

島根県選挙管理委員会告示第二十一号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県知事選挙選挙長

松江市東朝日町一二五番地 津 田 和 美

島根県知事選挙選挙長職務代理者

松江市南田町一五四番地 小 林 淳 一

島根県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における選挙長の勤務する場所は、次のとおりである。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

松江市殿町一番地 島根県庁

島根県選挙管理委員会告示第二十三号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における不在者投票用投票用紙、点字用投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒、郵便による不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒の様式を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

不在者投票用投票用紙

平成十五年四月十三日執行

島 根 県 知 事 選 挙 投 票

島 根 県 選
 挙 管 理 委
 員 会 之 印

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名 <small>こうほしめい</small>	
--------------------------------	--

備考

- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は白色合成紙とする。
- 二 押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は縦約九・一センチメートル、横約十五・一センチメートルとする。

点字用投票用紙

点 字 投 票

平成十五年四月十三日執行

島 根 県 知 事 選 挙 投 票

島 根 県 選
 挙 管 理 委
 員 会 之 印

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名 <small>こうほしめい</small>	
--------------------------------	--

備考

- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は白色上質紙一一〇キログラムとする。
- 二 押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は縦約九・一センチメートル、横約十五・一センチメートルとする。

仮投票用封筒

表

仮 投 票

島根県選
挙管理委
員会之印

投 票 者

氏 名

投票所

裏

備考

- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

不在者投票用封筒

表

平成15年4月13日執行
島根県知事選挙
不在者投票
(外封筒)

島根県選
挙管理委
員会之印

投 票 者

氏 名

投票区名
選挙人名簿号 登録番
男女別
男 女

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏

投票年月日 平成 年 月 日
不在者投票管理者(職・氏名)

投票場所 何の場所

都(何道府県) 何郡(市)(区) 何町(村) 選挙管理委員会委員長
(何々船長) (何々病院長) (何々老人ホームの長) (何々国立保養所
長) (何々身体障害者更生援護施設の長) (何々保護施設の長) (何々
労災リハビリテーション作業所の長) (何々刑務所長、警察署長、
少年院長、婦人補導院長)

立会人

氏 名

氏 名

内封筒

表

(内封筒)

注意
この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をしたうえ、
外封筒に入れてさらに封をしてください。

裏

備考

- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 外封筒に押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

郵便による不在者投票用封筒

表

平成15年 4月13日執行
島 根 県 知 事 選 挙
郵便による不在者投票

(外封筒)

投票記載年月日 平成 年 月 日
投票記載場所 郡市 村町 番地
右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男 女

裏

島 根 県 選
挙 管 理 委
員 会 之 印

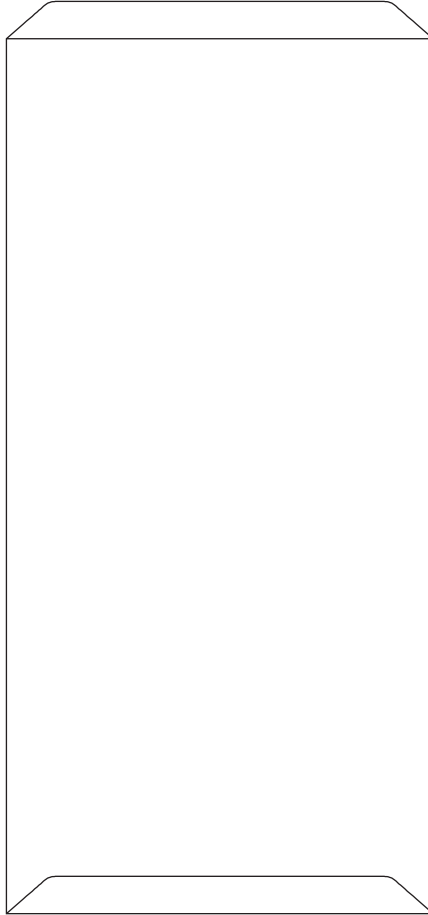
内封筒

表

(内封筒)

注意
この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をしたうえ、
外封筒に入れてさらに封をしてください。

裏



備考

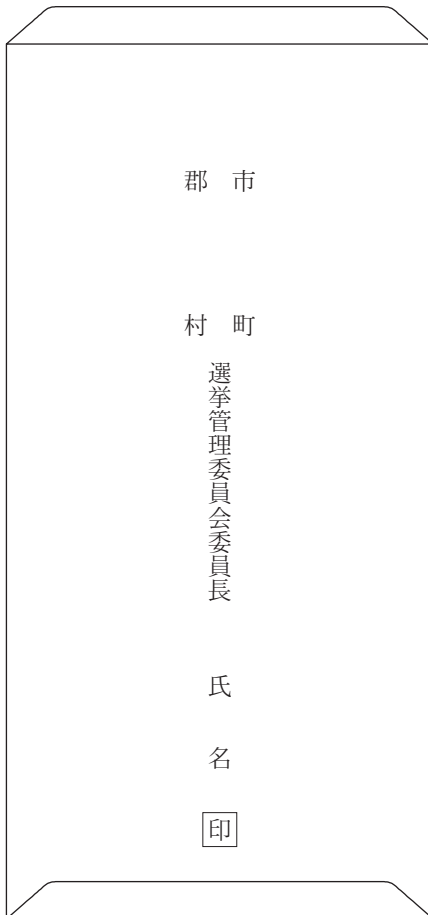
- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 外封筒に押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

不在者投票証明書用封筒

表

注意
この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。
開封すると不在者投票はできません。
選挙人 氏 名
不在者投票証明書在中

裏



備考

- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 寸法は縦約十八センチメートル、横約七センチメートルとする。

島根県選挙管理委員会告示第二十四号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日 時 平成十五年三月二十七日 午後六時

場 所 松江市殿町一番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第二十五号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用自動車・船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用の立札又は看板の類の表示板、乗車又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

白地とし、文字は赤色とする。

島根県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日 時 平成十五年三月二十七日 午後七時

場 所 松江市殿町一番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日 時 平成十五年三月二十八日 午後六時

場 所 松江市殿町一番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出の制限額は、次のとおりである。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

制限額 二八、四六二、〇〇〇円

島根県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における政治活動用自動車の表示板の配色を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

白地とし、文字は茶色とする。

島根県選挙管理委員会告示第三十号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における政治活動用ポスター証紙の地模様及

びその色を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

地模様 細紋

地模様の色 緑色

島根県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一一、一七八

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 一六八、一四三

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 八東第一選挙区 六、六九一
- 八東第二選挙区 五、四二〇
- 八東第三選挙区 四、二五九
- 能義選挙区 四、〇〇三

仁多選挙区 四、五六五

大原選挙区 八、六〇九

飯石選挙区 五、八四〇

簸川第一選挙区 七、二四九

簸川第二選挙区 三、九四一

簸川第三選挙区 四、四六六

瀬摩選挙区 二、五一九

邑智選挙区 七、九七三

那賀選挙区 五、〇六四

鹿足選挙区 四、九七二

隠岐選挙区 六、八一四

松江選挙区 三九、〇四七

浜田選挙区 一一、二五三

出雲選挙区 二二、七八一

益田・美濃選挙区 一四、五〇三

大田選挙区 九、一七七

安来選挙区 八、一九八

江津選挙区 六、七四二

平田選挙区 七、八七四

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 一六八、一四三

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十七日印刷
平成十五年三月二十七日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)